

電気関係業に従事される皆様は、「電気事業法」をはじめ、「消防法」「建築基準法」「労働安全衛生法」「省エネルギー法」に定められた電気関係条項を十分理解し、遵守しなければなりません。

本講習会では、中国四国産業保安監督部をはじめ関係諸官庁・機関のご支援・ご協力をいただき、電気関係業務に必要とされる電気関連諸法規のポイントを最新の情報を交え、分かりやすく、かつ詳細に解説します。

＜対象者＞

電気設備の設計、施工、保守管理に従事者されている方

電気技術者には、電気関係法規を十分理解し、より安全で合理的な設計・工事・保守管理が求められています。



【実施例】

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ○「電気事業法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・電気保安法令体系 ・電気事業法等における保安規制 ・最近の保安行政 	
<ul style="list-style-type: none"> ○「建築基準法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法とは、 ・建築基準法の基礎知識 ・近年の建築基準法の動き 	
<ul style="list-style-type: none"> ○「労働安全衛生法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・労働災害の状況 ・労働安全衛生法令の体系 ・安全衛生管理体制 ・電気関係法令 	
<ul style="list-style-type: none"> ○「消防法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・消防法の概要 ・消防用設備等の規制 ・火気設備等の規制 ・近年の火災事例と法改正 	
<ul style="list-style-type: none"> ○「省エネルギー法」関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー法の概要 ・法改正の概要 ・省エネルギー各種施策 ・省エネルギー支援施策(補助金等) 	

(注)内容の一部が変更となる可能性があります。

※詳細は約3ヶ月前を目途にホームページ等でご案内いたします。

受付中の講習会はこちら⇒ <https://www.jea-chugoku.jp/kosyu/ichiran.php>